



横浜市立市民病院 緩和ケア病棟理念

患者さんが「その人らしく」穏やかな毎日を過ごすために

身体（からだ）や心のつらさを和らげることを目指しています。

緩和ケア病棟では以下の入退棟基準に則り、入院患者さんの受入れを行っています

入棟基準

1. 悪性腫瘍もしくは後天性免疫不全症候群（AIDS）による身体的・精神的な苦痛を持ち、緩和ケアが必要と診断されていること
2. 患者さんご家族が以下の内容を理解された上で入院を希望されていること
 - （1）病状の進行による身体的・精神的苦痛に対して症状緩和を目的とした医療が行われること
 - （2）緩和ケア病棟入院中は抗がん剤を用いた治療を行わないこと
 - （3）苦痛症状が緩和された時は退院していただくことがあること、その際は原則として再び紹介元の医師や病院の診療をお願いすること
3. 患者さん本人が病名・病状を理解しており、緩和ケアについての意見や希望を伝達できること
4. 以下の状況の患者さんは入院はお受けしていません
 - （1）緩和の対象となる症状が特になく、介護が入院の主な目的になる場合
 - （2）徘徊、大声をあげる、暴力行為を行うといった、他の患者さんの入院生活に影響を与えると判断される場合
 - （3）抗がん剤を用いた治療の終了から間もなく、治療の副作用が苦痛の最大の原因と判断される場合

退棟基準

入院された後に以下の条件に当てはまる状況がおこった場合は退院いただくことを原則とし、在宅療養の担当医や転院先の病院に対して緩和ケア病棟入院中の診療情報の提供を行います

1. 患者さんまたはご家族が退院を希望されるとき
2. 悪性腫瘍の縮小あるいは治癒を目標とした治療を希望されるとき
3. 悪性腫瘍以外の病気（依存疾患）を有し、その治療を優先する必要があるとき
4. 苦痛症状が緩和され、病状が安定したとき

病棟施設の制限について

施設の設備上、以下の処置を必要とする場合は、入院をお受けできません

1. 人工呼吸器の使用、または使用を希望する場合
2. 透析を受けている場合

2009年5月